

事案調書(決定会議)

審議日 令和7年9月12日

案件名	児童相談所一時保護施設及び中央相談支援課事務室分室の新設について						
所管	こども・若者未来 局 区	こども家庭支援 部	児童相談所総務 課	担当者			内線

事案概要

南区にある旧幼稚園跡地の相続人から「子どものために役立ててほしい」との意向により、本市に寄附いただいた土地について、寄附の理由や立地条件にふさわしい使途を検討した結果、喫緊の課題である一時保護施設を新設するもの
また、星が丘デイサービスセンター跡に、中央相談支援課事務室の分室を新設するもの

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	①児童相談所一時保護施設を新設すること ②中央相談支援課事務室の分室を開設すること
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり上部会議に付議する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	①一時保護児童の受け入れ先の慢性的な不足解消 ②市民の利便性向上及び職場環境改善				
	効果測定指標					施策番号
	年度	R7	R8	R9	R10	R11
	事業効果 年度目標				②分室 供用開始	①保護施設 供用開始

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施内容	審議事項① 府内調整 予算査定 住民説明 12月 こども文教部会	予算査定 測量 基本計画	予算査定 交付申請等 基本設計 実施設計 こども文教部会	工事	供用開始		
	府内調整 予算査定 実施設計 工事 供用開始						

○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
事業費(費)			33,000	200,000	900,000			
うち任意分								
特 財	国、県支出金				450,000			
	地方債				360,000			
	その他							
一般財源		0	33,000	200,000	90,000	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2					90,000			
一般財源拠出見込額		0	33,000	200,000	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	寄附金90,000千円							
税源涵養 (事業の収支効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施に係る人工	A		4	13	20	36	35
局内で捻出する人工※	B		0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	4	13	20	36	35
局内で捻出する人工概要							



日程等 調整事項	条例等の調整	条例	なし	議会提案時期	令和8年3月	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	部会	令和7年12月	

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
調整会議(施策①一時保護施設)	寄附いただいた土地・建物・寄附金の受理について承認
関係課長打合せ会議(施策①一時保護施設)	一時保護施設の新設について審議を行い、調整会議に諮ることで承認
未利用資産・活用調整会議(施策②事務室)	星が丘デイサービスセンター跡を中央相談支援課事務室の分室として活用することについて承認
関係課長打合せ会議(施策②事務室)	星が丘デイサービスセンター跡に中央相談支援課事務室の分室を開設することについて審議を行い、調整会議に諮ることで承認

備 考	資料のカラーユニバーサルデザイン確認済み

府議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.8.22	(府議種類) 調整会議
(府議結果) 原案のとおり承認する。ただし、府議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。		
【寄付地の対応について】		
<p>○(財政課長)現在、寄附地に建っている建屋はどうするのか。 →(児童相談所総務課長)除却する想定でいる。 →(財政課長)寄附者がリノベーションをしたと記憶しているが、除却するのか。 →(児童相談所総務課長)畠の張替え等を実施していただいたが、当該施設を利活用した場合、定員等の確保が困難であることから、寄附者へ丁寧に説明した上で除却し施設を設置したいと考えている。 →(財政課長)3階建ての施設を想定しているが、地域の理解は得られるのか。 →(児童相談所総務課長)地域説明は重要と考えており、測量を実施する前にも自治会等の関係者に対して説明を実施していく。</p>		
【現状について】		
<p>○(アセットマネジメント推進課長)説明資料9ページ下段の表に記載されている「児童グループケア施設」とは、どのようなものか。 →(児童相談所総務課長)委託にて運営している小規模の一時保護施設である。障害児施設の付随施設という位置づけであり、正式に承認を受けた一時保護施設ではない。今後、国において新たな基準が設けられた場合には、対象施設外となり新たに6名分の定員を確保する必要がある。</p> <p>○(アセットマネジメント推進課長)一時保護施設が市内で1か所であることから、配慮が必要な保護児童を分散できないことがある、現状はどのように対応しているのか。 →(児童相談所総務課長)いじめや加害被害等が対象となる中高生の事案については、本来は児童を施設ごとに分けるべきであるが、現状は部屋で分けて対応している状況である。</p>		
【新たな体制について】		
<p>○(シティプロモーション戦略課長)一時保護施設を民間に委託することはできないのか。 →(児童相談所総務課長)少人数の施設で一部特殊な施設もあるが、原則は公設公営である。</p> <p>○(総務法制課長)緑区に事務室を設置する際に来客の対応がないため、条例を改正しないと調整した経緯があるが、今回設置する分室では、来客の対応を行うのか。 →(児童相談所総務課長)来客の対応を行う。 →(総務法制課長)条例改正等を含めて、別途調整させていただきたい。</p> <p>○(人事・給与課長)分室が設置された場合、新たな課を創設するのか。組織名称等に変更は生じるか。 →(児童相談所総務課長)現在、中央相談支援課は地区に応じて2班体制で対応しているが、田名及び上溝地区を管轄している1班を分室に配置することとし、新たな課は創設しない想定である。</p> <p>○(南区政策課長)事務室と一緒に保護施設が離れていることによる支障はないのか。 →(児童相談所総務課長)現状、他の児童相談所においても設置されている約半数が離れている状況であり、保護者との面談については、一時保護施設と離れている方がいい場合もあることから、支障はないと考えている。</p> <p>○(南区政策課長)南区合同庁舎の長寿命化改修工事の中で、相模大野駅周辺民間ビルから事務室を移転された場合、教育相談課の南分室と配置等について、調整していただきたい。</p> <p>○(マーケティング課総括副主幹)今回、一時保護施設を新設しても定員が不足しているという認識であるが、第二児童相談所を設置する考えはないのか。 →(児童相談所総務課長)内部的な構造は現在も残っている。 →(マーケティング課総括副主幹)最終的な姿を描いた中で進めていただきたい。 →(児童相談所総務課長)局内でも検討しているが、当該計画を推進するためには、プロジェクトチームのようなものを立ち上げることなども必要であると認識している。</p>		
【財源について】		
<p>○(財政課長)1億円の寄附に対して、財源が9,000万円の理由について伺う。 →(児童相談所総務課総括副主幹)工事費用のうち、交付金と事業債を差し引いた金額が9,000万円であったためである。 →(財政課長)残りの1,000万円はどのような活用を考えているのか。 →(児童相談所総務課総括副主幹)什器購入等に活用させていただきたいと考えている。</p>		
【人員確保について】		
<p>○(人事・給与課長)大幅な人員増が見込まれるが、要求された職種・人数が採用できない場合もあるため、人工については、別途調整させていただく。</p>		
【その他について】		
<p>○(財政課長)工事費用が3億円以上の場合、議決が必要になることから、スケジュールに含めること。 ○(アセットマネジメント推進課長)説明資料8ページに令和9年度一時保護施設の増設と記載されているが、供用開始されるのは、令和12年度ではないのか。 →(児童相談所総務課長)令和3年度に国から「一時保護所定員解消計画」の提出が求められ、当時提出した解消計画のスケジュールである。今回新設する一時保護施設の供用開始は、令和11年度中を想定している。 ○(財政課長)児童相談所中央相談支援課の分室の設置について、資料中の説明が不足しているため、説明資料に設置する理由や経緯などを追加していただきたい。</p>		

児童相談所一時保護施設 及び中央相談支援課分室 の新設について

令和 7 年 9 月 12 日

児童相談所総務課

目次

1. 児童相談所一時保護施設の新設について
2. 中央相談支援課の分室について

【共 通】 児童相談所の課題

【施策ごと】 課題解決に向けた施策

スケジュールや費用

本日の審議事項

①

令和6年10月に寄附の申し出があった土地に
児童相談所一時保護施設を新設すること

②

星が丘デイサービスセンター跡に児童相談所中央相談
支援課分室を設けること

児童相談所一時保護施設の 新設について



児童相談所の課題について

職員定数の増加	H22年度（県から移管）	31名
	R7年度	102名

一時保護施設の定員超過

令和6年度
定員超過日数

140日



事務室狭隘

緑区と中央区の
事務室が課題

事務所衛生基準規則
労働者1人当たり 10m^3



障害相談、育成相談の 窓口が市内に1か所

原則淵野辺の事務所で
全ての相談に対応

令和6年度
合計相談件数 1,779件



課題解決に向けた調整状況

		現状	課題	調整状況
事務室	緑	緑区合庁庁舎	事務室が狭い	事務室移転を希望 未利用資産活用・調整部会案件 緑区役所区政策課で調整中
	中央	淵野辺	事務室が狭い	分室開設を希望（星が丘デイサービスセンター跡） R7.2月未利用資産活用・調整会議にて承認済 <u>今回の審議事項②</u>
	南	相模大野駅周辺 民間ビル	エレベーターがない 賃借料が高額（年約12,000千円） 職員の身の安全確保に対する不安	南区合同庁舎の長寿命化改修に合わせ、事務室移転を希望（今後、関係課長打合せ会議に参加予定）
一時保護施設	緑	中央区	市内に1か所のみ ・定員超過 ・配慮が必要な保護児の分散不可 ・小中学校への通学支援 (詳細次ページ)	施設開設を検討中 未利用資産活用・調整部会案件 心理治療施設開設を見据え、特性のある児童の保護施設開設について検討中
	中央			—
	南			寄附地に一時保護施設の新設を希望 <u>今回の審議事項①</u>

➤ 慢性的な定員超過

国に「一時保護所定員計画書」を提出（8ページ）

➤ 少子化が進む中でも一時保護件数は増加傾向

今後も定員超過が発生し続ける見込み（9ページ「社会的養育の充実に向けた考え方と基本的な取組」の推計値参照）

➤ 一時保護施設が市内に1か所であることの課題

①配慮が必要な保護児童（※）の分散ができない

②小中学校への通学支援

※同じグループに属する非行少年、いじめ、性暴力の加害児と被害児等

「一時保護所定員解消計画」提出

審議事項①

定員超過に対し、早急かつ計画的な対応が必要

国からの通知

令和3年度

厚生労働省子ども家庭局より、令和3年度の平均入所率が90%以上の自治体に対し、「一時保護所定員解消計画」を提出するよう依頼があった。

本市の対応

令和3年度

「一時保護所定員解消計画」を提出し、承認された。

年度	提出了した「一時保護定員解消計画（抜粋）」	状況
令和4～9年度	里親の一時保護委託先開拓	令和3年度末から現在までに 14組増加
令和4～5年度	一時保護施設（中央区）改修により定員4名増（25名→29名）	対応済
令和8年度	一時保護専用施設の設置（定員6名）	調整中
令和9年度	一時保護施設増設（定員22名）	本施策

一時保護件数の増加

審議事項①

一時保護児童数の現状・見込(「社会的養育の充実に向けた考え方と基本的な取組」推計値で算定)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R11推計
1日の必要定員数	44人	49人	39人	43人	46人	47人	55人
保護人数	332人	450人	396人	436人	563人	506人	668人
(うち一時保護所保護人数)	193人	257人	220人	235人	304人	279人	354人
委託一時保護数	139人	193人	176人	201人	259人	227人	314人
平均在所日数	43日	37日	36日	36日	30日	34日	30日
定員超過日数	189日	269日	151日	157日	251日	140日	

平均入所率を60%(理想定員※)から定員超過解消の最低基準の90%の幅でシミュレーション
※国の「一時保護の手続きの在り方に関する検討会」において、「一時保護所の入所率は60%~70%が理想的」と示されている。



施設	定員	入所率60%		〃70%		〃80%		〃90%	
		定員	受入	定員	受入	定員	受入	定員	受入
1日の一時保護児童数		92	55	79	55	68	55	62	55
一時保護施設【既存】	29人	29	17	29	20	29	23	29	26
児童グループケア施設	6人	6	4	6	4	6	5	6	5
その他(一時保護委託)	17人	17	10	17	12	17	14	17	15
一時保護施設【新設】		40	24	27	19	16	13	10	9

令和11年度の定員数について

①国の検討会で示された基準
27~40名の定員増加が必要

②指摘を受けずに済む基準
16名の定員増加が必要

一時保護施設新設に向けた調整

審議事項①

(参考)これまでの検討状況

施設	検討状況	
星が丘デイサービスセンター跡	R6.3月	未利用資産活用・調整会議 一時保護委託施設として活用する方針案を決定 ・高額な改修費 ・想定した居室数の確保が困難 ・整備費及びランニングコストに課題
	R6.9月	一時保護委託施設としての利用希望取下げ
もえぎ台小学校	R5.1月	未利用資産活用調査に対し、活用を希望
	R6.9月	AA開発後続地区で事業着手開始時期が未定だつこと 及び他の計画の優位性が高いとされたことから希望取下げ
並木小学校	R6.9月	未利用資産活用調査に対し、活用を希望したが、想定した 居室数の確保が困難なため、取下げ予定



整備場所を検討する中で、令和6年10月に土地（南区）の寄附の申し出あり

寄附地について

審議事項①

- 令和6年10月、子どものために活用して欲しいとして、南区の土地・建物及び現金1億円の寄附について申し出あり（令和7年3月10日調整会議承認済）

土地 寄附内容の概要

所在地	南区
土地面積 (合計)	935.21m ²
用途地域	第1種中高層住居専用地域
建蔽率 /容積率	60% / 160%
地目	宅地

建物

所在	南区
種類	居宅
構造	木造かわらぶき2階建
床面積	1階 56.50m ² 2階 58.50m ² 計115.00m ²

寄附金

1億円

寄附者の意向

子どものために
活用してほしい



子ども・若者未来局

児童相談所
一時保護施設の
新設を検討

当初公園課に相談
↓
子どものためになるものを
希望。児童施設等でもよい。

寄附者の意向や子ども・若者
未来局が抱える課題、当該
土地等の立地や形状、周辺
状況を踏まえ、方針を決定

参考：一時保護施設の規模等（予定）

審議事項①

現段階での想定

1F 養護課（執務室、更衣室、休憩室等）



2F 各諸施設（面接室、学習室、静養室、調理等）
居室（定員 16～22）



3F 屋内または屋上運動場



- ※一時保護施設の機能等については、令和8年度の測量後、改めて府議に諮ります。
- ※寄附いただいた木造2階建ての建物については、取り壊しする予定です。

今後のスケジュール

審議事項①

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
施設整備	▲ 予算要求	▲ 入札～契約 測量 基本計画策定 ▲ 庁議	基本設計 実施設計 ▲ 部会	入札・工事	工事期間15か月程度 (公共建築課による概算)
地元説明		▲ 地元説明開始			

想定される事業費

	令和8年度	令和9年度	令和10・11年度
内容	①測量、②基本計画	基本設計・実施設計	工事
事業費	22,000千円	100,000千円	900,000千円
内訳	測量11,000千円 基本計画11,000千円	基本設計40,000千円 実施設計60,000千円	— —
財源内訳	交付金 事業債 寄附金	— — —	450,000千円 360,000千円 90,000千円
一般財源	22,000千円	100,000千円	0円

※想定される床面積（1階と2階の合計）約1,000m²

※金額は現段階での見込み

人材の確保及びスケジュール

審議事項①

	R8.4月	R9年度	R10年度	R11年度
増員計画 (案)	社会福祉士1 保育士2 事務1（開設準備担当）	社会福祉士5 保育士4	社会福祉士4 保育士3	<p>【開設時に最低限必要な職員数】</p> <p>正規職員35名</p> <p>管理者1名、SV3名</p> <p>ローテーション職員27名</p> <p>3ユニット×9名（社福14保育13）</p> <p>心理療法担当2名 保健師1名</p> <p>管理栄養士1名</p> <p>別途、会計年度任用職員が必要</p>
派遣研修計画 (期間は各1年)	社会福祉士1 保育士2	社会福祉士1 保育士2		派遣先は児童養護施設等を希望

- 計画的な職員採用の実施（現状、健康福祉局と連携し、社会福祉職の採用強化に向け、大学への働きかけなどを強化中）
- 派遣研修実施のほか、開設に向け、職員の育成やノウハウの蓄積及び一時保護施設の定員不足解消のため、中央区の一時保護施設とは別に、例えば寄附地にある戸建てや市内の児童養護施設等の敷地において、臨時的に一時保護施設として活用することを検討中

※今後、関係各課と調整を行う予定

児童相談所中央相談支援課の 分室について



児童相談所中央相談支援課の分室について

審議事項②

➤ 背景

(再掲) 職員定数の増加 H22年度31名 ► R7年度102名

(参考) 虐待相談件数

H22 (県から移管)	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
487	1,108	1,398	1,502	1,596	1,896	1,785	1,673	1,798

迅速なケース対応及び事務室狭隘が課題となる

➤ 対応経過

【令和2年度から】 緑事務室供用開始（緑区合同庁舎3階）

【令和4年度から】 南事務室供用開始（相模大野駅周辺民間ビル）

【令和5年度から】 児童相談所事務室のフリーアドレス化

児童相談所中央相談支援課の分室について

審議事項②

施設名（移転先）	星が丘デイサービスセンター
所在地	中央区星が丘4-9-14 市営星が丘住宅 1階
地域区分 用途地域	市街化区域 第1種住居地域(60/200)
建蔽率/容積率	60% / 200%
開館年度	平成10年度(築25年)
敷地面積	2,300.81m ²
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階建
施設の床面積	594.32m ² (内訳) 1階 : 431.68m ² 地下 1階 : 152.98m ² (地下はボイラー室) 自転車置場 : 9.66m ²
駐車場	4台

	児童相談所
現在の事務室の 状況	児童相談所2階部分 面積 : 1,070.45m ² 用途 : 事務室、面接室、心理室、会議室など 職員数 : 81人 ※会計年度任用を含む (うち上溝地区、田名地区等を担当する職員 22人の移転を想定)

目的

➤ 事務室狭隘解消

- ・事務所衛生基準規則に基づく、
事務遂行に必要な労働環境を確保する

➤ 市民の利便性向上

- ・上溝地区や田名地区の市民の利便性向上



分室を開設する

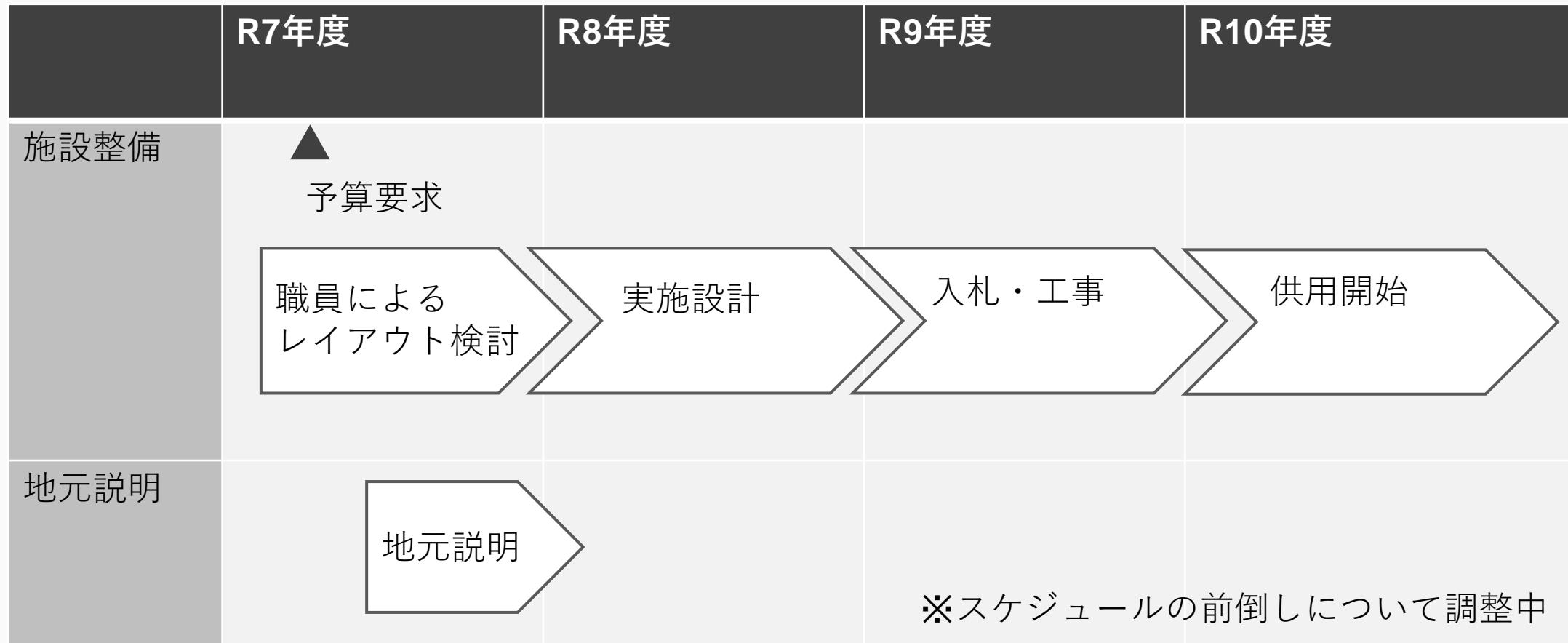
星が丘デイサービスセンター跡

(相模原市中央区星が丘4-9-14) 市営星が丘住宅1階



スケジュール及びかかる費用

審議事項②

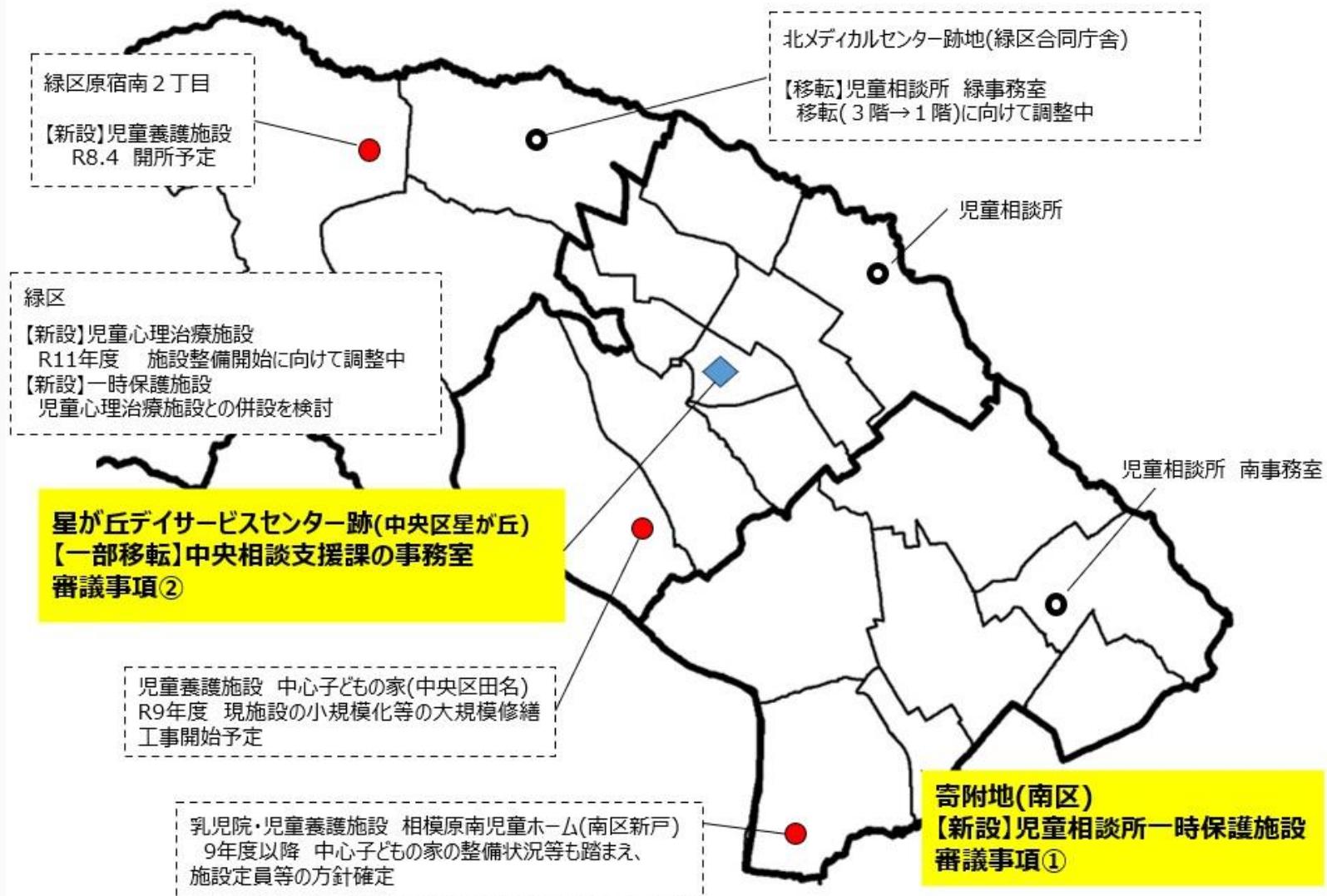


R8予算 実施設計11,000千円（単年度要求）

工事費（見込）約100,000千円

【参考資料】全体位置図

今後の児童相談所等の整備について



第14回 決定会議 議事録

(様式4)

○開催日：令和7年9月12日

○開催場所：第1特別会議室

○案件名：児童相談所一時保護施設及び中央相談支援課事務室分室の新設について

○担当課：こども若者未来局 こども家庭支援部 児童相談所総務課

○出席者 ■：出席 □：欠席 (代)：代理出席

(庁議構成員)

■市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 □政策部長 ■シビックプライド担当部長

■財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長 □南区副区長

■政策課長 ■総務法制課長 □財政課長

(担当課)

■こども家庭支援部長 ■こども若者政策課長 ■児童相談所総務課長

(1) 主な意見等

○(市長公室長) 説明資料21ページに示されている施設の進捗状況について説明してほしい。

→(こども家庭支援部長) 庁議を予定しているのが、児童相談所一時保護施設設置、中央相談支援室の分室設置、児童心理治療施設設置である。緑区合同庁舎や南区合同庁舎への事務室移転については、今後の調整になる。

○(市長公室長) 一時保護施設の整備について、今後、どのようなロードマップで実施していくのか、全体のグランドデザインを見通した中で議論すべきではないか。

→(こども家庭支援部長) 一時保護施設の整備及び中央相談支援室分室の設置については、先行的に進めさせていただきたいと考えている。

→(市長公室長) 今後、児童相談所関連の案件については、計画的なロードマップを含めた中で説明していただきたい。

→(児童相談所総務課長) 設置場所を確保できているのは2か所であり、緑区合同庁舎や南区合同庁舎への事務室移転については、移転し活用していきたいという考えは持っているが、現時点では認められた内容ではない。

→(市長公室長) 一時保護施設は慢性的に定員超過となっており、今後も一時保護児童は増えていくという中で、市内に一時保護施設は整備するが、手狭な状況であることから、最終的にどのような体制で実施していきたいのかを示す必要があるのではないか。

→(児童相談所総務課長) 最終的には、南合同庁舎の長寿命化改修に合わせて議論していきたいと考えている。

→(市長公室長) 令和3年度に策定した「一時保護所定員解消計画」のような形で、今後の計画を示すのが良いのではないか。資料の作成については、政策課と別途調整すること。

○(財政局長) 新たな施設として第二児童相談所の考えはないのか。今後、どのようなロードマップを描いているのか。

→(児童相談所総務課長) 南合同庁舎の長寿命化改修の際に第二児童相談所を含めることができないか検討したが、想定している1,000m²以上の面積を確保することが困難であるとの見解であった。教育相談課南相談室の敷地であれば、第二児童相談所として活用できるのではないかといった考え方もあり、庁内で検討していきたい。

→(財政局長) 指定都市に移行後、職員定数も約3倍に増加しており、どの程度の一時保護児童に対応する第二児童相談所が必要と考えているのか。

→(児童相談所総務課長) 現時点でどのような規模の第二児童相談所が必要なのか具体的な数値

第14回 決定会議 議事録

(様式4)

は示せないが、第二児童相談所は必要であると考えている。

→(市長公室長)現在、定員超過や事務室が手狭になっていることは理解できるが、今後の想定伸び率を示した中で、議論していくべきである。

→(児童相談所総務課総括副主幹)近隣自治体や国との意見交換を通じた中では、一時保護児童の伸び率は収束していく見込みである。

→(市長公室長)今回の整備により課題が解決されるのか、今後も整備が必要なあれば説明の冒頭に含めてほしい。

○(総務局長)多くの人員を要求しているが、局としてリクルートは実施しているのか。

→(こども家庭支援部長)社会福祉士や保健師については、採用が難しいと承知している。健康福祉局とも連携しながら専門資格を取得できる近隣の大学や本市と関わりのある大学には、直接説明に伺ったり、授業の中で宣伝を行っている。

→(総務局長)社会福祉士は離職者も多いことから、人事委員会とも連携しながら取り組んでいきたい。

○(財政局長)一時保護施設の設置スケジュールについて、前倒しの可能性はあるのか。設計が終わり次第、補正予算でも対応するといった考えはあるのか。

→(児童相談所総務課長)基本設計、実施設計はそれぞれ1年で実施するが、公共建築課との調整により短縮したスケジュールを記載している。

→(財政局長)特殊性のある施設であるが、基本的に配置するものは決まっていることから基本計画の策定を短縮することはできないのか。

→(児童相談所総務課長)一時保護施設や児童養護施設については、小規模化やユニットの設置という新たな考え方も国から示されており、専門家の知見なども含めた中で、基本計画を策定していきたい。測量後、半年ほどの期間を要する見込みである。

○(財政局長)児童相談所中央相談支援課の分室も前倒しで実施できる想定なのか。

→(児童相談所総務課長)期間を短縮できないか調整を行っているところである。

→(財政局長)地元説明の対象者は誰か。

→(児童相談所総務課長)基本的には、自治会や地元議員等を想定している。

→(財政局長)地元説明はいつ行うのか。

→(児童相談所総務課長)12月定例会議前を検討している。

→(財政局長)まちづくり会議の日程に合わせて実施しないのか。

→(児童相談所総務課長)6地区まちづくり会議の日程は把握している。

○(中央区副区長)上溝地区と田名地区の担当職員が中央相談支援課の分室に移動することだが、横山地区も隣接していることから相談先の対応などについて、まちづくりセンターと調整していただきたい。

○(シビックプライド担当部長)寄附地は住宅地にあるが、他自治体等で周辺住民の反対などから事業が実施できなかったといった事例はないのか。

→(児童相談所総務課長)事業が実施できなかったという事例はないが、反対意見があった際に、地元住民の意見を聞きながら運営方法や夜間の対応を検討したと伺っている。

→(シビックプライド担当部長)説明をせずに計画等を示すなど、感情論的な部分が原因であることが想像できることから、丁寧な説明を行った上で対応していただきたい。

○(財政局長)一時保護施設の地元説明はいつ実施するのか。

→(児童相談所総務課長)庁議で承認後、実施する想定である。

→(財政課長)早期の地元説明を考えた場合、測量をゼロ市債で行うことも選択肢の一つなのではないか。早急に進めたいのであれば様々な手法を検討することも必要である。

○(市長公室長)今後の議論においては、全体のロードマップを示してほしい。また、一時保護児童数の今後の推移を示した中で、どのような施設を整備する予定なのか、整備後、どの程度定員数が不足するのかについて議論する必要がある。

→(財政局長)説明資料21ページの全体位置図は、市内の児童相談所関連施設が網羅されているのか。

第14回 決定会議 議事録

(様式4)

- (児童相談所総務課長)現時点で検討しているものをすべて記載させていただいている。
- (市長公室長)本案件はいつまでに意思決定を諮らなければならないのか。
- (こども家庭支援部長)具体的には決まっていないが、庁議で承認後、順次地元説明を実施する想定である。
- (児童相談所総務課総括副主幹)測量を来年度の早期から実施できるとなれば、早い段階で地元説明を開始したい。地元説明も複数回実施する可能性があることから、期間として数か月は必要と考えている。
- (市長公室長)どのような測量を実施するのか。三斜求積であれば地権者との調整だけではないか。
- (児童相談所総務課長)一部私道があり、東面家屋の所有者と共用になっている部分もあることから調整が必要である。
- (市長公室長)用地取得も必要となるのか。
- (児童相談所総務課長)必要はない。
- (財政局長)早急に施設を整備したいのであれば、ゼロ市債も提案できる。いつまでに整備する必要があるのか、予算をいつまでに確保する必要があるのか定まれば、地元説明もいつまでに実施するべきかわかるはずである。協力はするが、スケジュールも早まる事になる。
- (財政局長)ゼロ市債を活用しない場合、いつまでに決定しなければならないのか。
- (児童相談所総務課長)11月頃までには決めていきたい。
- (市長公室長)寄附者にはどのような説明を実施しているのか。
- (児童相談所総務課長)市の希望としては、一時保護施設を整備したい意向を伝えている。
- (市長公室長)早急に進めるべきものなのか、それとも当初予算編成までに間に合えばいいものなのか、改めて説明してほしい。
- (こども家庭支援部長)寄附者から了承をいただいている中で、一時保護施設の定員が超過している現状を踏まえ、早期に整備したいと考えている。ゼロ市債を活用するといったところまでは、考えが及んでいなかったのが正直なところである。
- (児童相談所総務課総括副主幹)現場では保護時の居室が不足しており、会議室などで対応している現状であることから、早期に整備が必要である。
- (市長公室長)政策課と調整し、資料を修正すること。

(2)結果

- 原案のとおり上部会議に付議する。
ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。